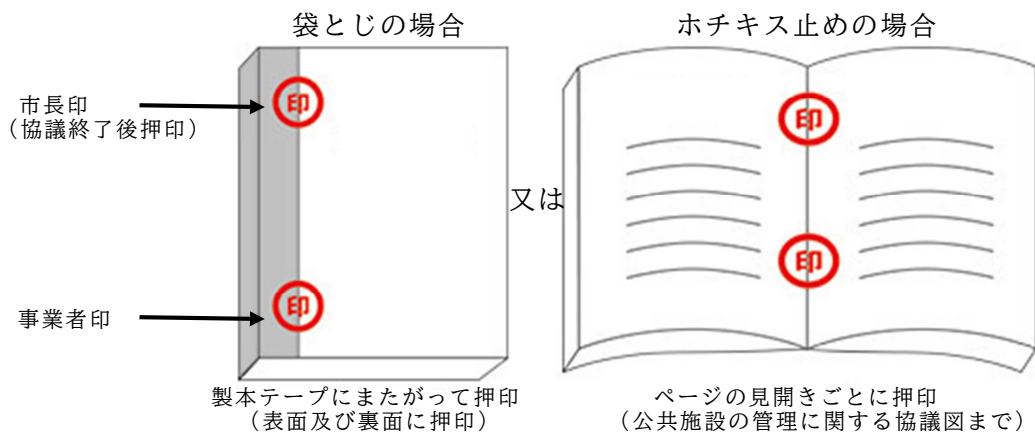


## 都市計画法第32条の規定による協議書作成時の注意点

- 1 正2部提出し、2部とも実印を押印する（必要に応じて捨印）。
- 2 公共施設の管理に関する協議書及び協議図までを袋とじ又は左端ホチキス止め（2か所）とし、割印をする。

（例）



### 3 必要書類

- ・ 公共施設の管理に関する協議書
- ・ 公共施設の管理に関する協議図
- ・ 案内図
- ・ 公図の写し
- ・ 求積図
- ・ 協議の対象となる公共施設の平面図、縦横断面図、構造図
- ・ その他必要な図面
- ・ 印鑑証明書（協議書に押印したもの）

- 4 公共施設の管理に関する協議書と協議図に表示する公共施設の番号を一致させること。

- 5 年月日は記入しない（協議終了後市で記入する。）。

- 6 別紙見本のうち、該当しない項目は削除する。